

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納になっているが、昭和60年7月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、加入後、何回かに分けて納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、20歳から現在までの国民年金保険料を全て納付している上、昭和62年5月以降の保険料は口座振替により納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高いものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和61年6月又は同年7月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したのと考えられ、この時点では、申立期間①及び②の保険料はいずれも過年度納付が可能である上、申立人は、これら申立期間に挟まれた60年7月から同年12月までの保険料を、62年10月20日及び63年2月1日にそれぞれ3か月分過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、上記の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、昭和58年の終わり頃にA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同市の職員から未納期間の国民年金保険料を遡及納付することが可能である旨の説明を受けたので、後日、加入していなかった期間の保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は4か月、申立期間②は6か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間①及び②の保険料はいずれも遡及納付が可能であり、申立人は、これら申立期間に挟まれた58年4月から同年9月までの保険料を、59年7月18日に過年度納付していることがB市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、上記の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然で

はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和63年10月から平成元年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは22万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円及び同年12月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで
② 平成元年10月1日から2年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から10年1月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が実際の給与額に比べて低くなっているため、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②のうち、昭和63年10月から平成元年10月まで及び同年12月については、申立人から提出された給与支給明細書により、オンラ

インに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、昭和63年10月から平成元年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは22万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円及び同年12月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類は残されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成元年11月及び2年1月から同年9月までについては、上記の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間③のうち、平成8年10月から9年10月までについては、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち、平成9年12月については、申立人から提出された10年1月分の給与支給明細書に記載された9年12月分の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間③のうち、平成9年11月については、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額が記載された同年12月分の給与支給明細書を申立人が所持しておらず、株式会社Aに照会したところ、申立人に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、不明である旨回答していることから、申立人の当該期間に係る保険料控除額を確

認することができない。

このほか、申立人の当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成3年11月から4年1月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年2月1日まで

私は、株式会社AでB作業の社員として勤務していた。しかし、年金記録を確認したところ、実際よりも低い標準報酬月額が記録されている期間があり、前回の申立てにおいて訂正してもらった。他の期間についても、源泉徴収簿と年金記録の金額が一致しないので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、株式会社Aが業務委託していた税理士事務所が保管する平成3年及び4年の源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成3年11月から4年1月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年10月から3年10月までについては、源泉徴収簿により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見

合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月19日から同年11月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を同年8月19日に、資格喪失日に係る記録を同年11月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の株式会社AのD支店における資格喪失日は、昭和23年8月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立人の株式会社AのE支店における資格取得日は、昭和23年11月18日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月19日から同年11月27日まで
昭和5年4月21日にF社（後に株式会社A、現在の株式会社B）に入社、35年5月1日まで継続して勤務していた。年金記録では、23年8月30日に株式会社AのD支店で被保険者資格を喪失、同年11月27日に同E支店で資格を取得するまでの期間が未加入期間となっている。申立期間の年金記録を認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 23 年 8 月 19 日から同年 11 月 18 日までについて、株式会社 B が保管している人事記録により、申立人が申立期間において株式会社 A に継続して勤務していることが確認できる。

また、上記人事記録には、「昭和 23 年 8 月 19 日に G 支店開設委員長」と記載されているところ、株式会社 B の人事担当者は、「G 支店開設委員長は同社 C 支店に所属していたと考えられ、資料は無いものの、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において株式会社 A に継続して勤務し(昭和 23 年 8 月 19 日に同社 D 支店から同社 C 支店に異動、同年 11 月 18 日に同社 C 支店から同社 E 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 23 年 8 月及び同年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,100 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 23 年 8 月から同年 10 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、株式会社 A の D 支店に係る被保険者名簿の記録では、申立人は同社 D 支店において昭和 23 年 8 月 30 日に資格を喪失した旨の記載がされているが、同社人事部から回答があった人事記録では、申立人は同年 8 月 19 日に同社 D 支店から同社 C 支店に異動し、G 支店開設委員長の発令を受けていることが確認できる。

また、同社人事部は、当時、株式会社 A の G 支店は事業所として正式に開設されなかったものの、G 支店開設準備を行ったのは事実であり、開設準備には一定の期間が必要であると回答している。

これらのことから、申立人の株式会社 A の D 支店における資格喪失日は、人事記録の記載のとおり、昭和 23 年 8 月 19 日であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿の記録では、申立人は株式会社 A の E 支店において、昭和 23 年 11 月 27 日に資格を取得した旨の記載がされているが、

同社人事部から回答があった人事記録では、申立人は同年 11 月 18 日に同社 C 支店から同社 E 支店に異動していることが確認できる。

以上のことから、申立人の株式会社 A の E 支店における資格取得日は、人事記録の記載のとおり、昭和 23 年 11 月 18 日であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

夫のねんきん定期便を確認したところ、平成 12 年 4 月から 18 年 12 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているが、当時の給与額は約 40 万円であったので、調査の上、支給されていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 9 月 30 日までの期間について、株式会社 A に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同年 4 月 8 日付けで、12 年及び 13 年の定時決定の記録が取り消され、12 年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社 A に係るオンライン記録によると、平成 14 年 4 月 8 日において被保険者であった事業主を含む全員について、申立人と同様に 12 年 4 月 1 日に遡って、標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、株式会社 A に係る滞納処分票において、当該事業所が、平成 12 年 3 月分以降の厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、代表取締役は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、内容についてはわからないが、社会保険事務所の職員に減額処理を任せた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 14 年 4 月 8 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について 12 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち、平成 12 年 4 月から 14 年 9 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、14 年 10 月、15 年 9 月、16 年 9 月、17 年 9 月及び 18 年 9 月の定時決定において、全て 9 万 8,000 円と記録されている。

また、上記期間については、申立人が所持している給料支払明細書において、上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことが確認できることから、上記期間に、標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情は認められない。

さらに、株式会社 A に係る滞納処分票において、事業主は、上記期間も引き続き社会保険事務所と滞納保険料の納付方法等について協議していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 14 年 10 月 1 日から 19 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない 14 年 4 月 8 日付けの減額訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であり、当該期間の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

したがって、申立期間のうち平成 14 年 10 月から 18 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の 14 年 9 月の記録から 41 万円に訂正することが必要である。

京都国民年金 事案 2452 (事案 2245 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月から17年8月までのうちの6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年6月から17年8月までのうちの6か月
政府が決めた強制取立てにより、平成16年7月に、申立期間のうちの6か月の国民年金保険料として、A郵便局に在る私名義の口座(口座番号*)から19万2,000円か19万3,000円が引き落とされた。前回の決定には納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i) 申立人名義の郵便局口座において、申立内容に符合する出金記録は確認できないこと、ii) 社会保険事務所(当時)では、平成19年2月及び同年3月に特別対策の対象者として、申立人に対し国民年金保険料催告状を送付しているものの、保険料の強制徴収には至っていないとしていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき23年3月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、政府が決めた強制取立てにより、平成16年7月に、申立期間のうちの6か月の国民年金保険料として、A郵便局に在る申立人名義の口座(口座番号*)から19万2,000円か19万3,000円が引き落とされたと主張し、前回の結果について納得できないとして、再申立てをしている。

しかしながら、申立人が主張する上記口座の有無及び取引履歴について、株式会社BのCセンターに照会したところ、同センターは「該当の口座は無い。」と回答しており、申立内容とは符合せず、再申立内容は、当委員

会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から51年3月まで

婚姻後、夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫が自身の保険料と一緒に納付してあると聞いていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月に婚姻後、その夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期について確認したところ、申立人の夫は、婚姻前の昭和36年11月に払い出され、当該時点においては、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったのに対し、申立人は、婚姻から13年以上経過し、申立期間が過年度期間となる53年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和53年度から登載されていることとも整合している。

また、申立人は、前記の国民年金加入時点において、遡及可能であった申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることがオンライン記録及び領収済通知書により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考

えられる。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの期間、42年4月から44年3月までの期間及び同年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年3月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで
③ 昭和44年7月から45年3月まで

国民年金の加入手続は夫の姉が行ったので詳細は不明であるが、申立期間①については、義姉が納付し、申立期間②及び③については、A市B区に転居し、夫婦で一緒に集金人に納付していた。夫は納付済みであるのに、私は未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続はその夫の姉が行い、申立期間①の国民年金保険料については義姉が納付し、申立期間②及び③については夫婦で一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区（現在は、D区）において昭和40年2月に申立人の夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間①、②及び③について、保険料の納付は可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、いずれも未納とされている。

また、申立期間①が納付済みである申立人の夫については、上記とは別の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番①」という。）が、婚姻前の昭和36年10月にA市E区において払い出され、この手番①により申立期間の国民年金保険料を納付していることが手番①の特殊台帳において確認でき

るものの、申立人と連番で払い出されていた同手帳記号番号（*、以下「手番②」という。）では、申立期間①は、申立人と同様に未納の記録であることが手番②の特殊台帳により確認できる。

さらに、申立人の夫は、同じく納付済みとなっている申立期間②のうち、昭和42年4月から43年6月までについて、40年4月から42年3月までの国民年金保険料を手番①及び②の双方により、重複納付していたことが判明し、記録を手番①に整理統合した際に、手番②で納付されていた保険料を充当したことによって、未納から納付済みに訂正されたものであり、この処理が行われるまでは申立人の夫も未納であったことが特殊台帳から確認できる。

加えて、申立期間②のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間及び申立期間③について、一緒に納付していたとする申立人の夫についても未納であることから、40年2月に夫婦連番で払い出されていた国民年金手帳記号番号（後に手番①に統合）における申立期間①、②及び③について、申立人及びその夫はそろって未納であり、国民年金の記録管理が被保険者ごとになされていた状況を踏まえると、行政側が当該期間についてのみ夫婦共に事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から52年3月までの期間、60年7月から同年12月までの期間及び61年4月から平成10年4月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から52年3月まで
② 昭和60年7月から同年12月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで
④ 昭和61年4月から平成10年4月まで

昭和46年12月に国民年金に任意加入し、夫が死亡する平成9年*月まで付加保険料を含め国民年金保険料を納付してくれており、その後は60歳になるまで自身で納付していた。納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に国民年金に任意加入し、60歳になるまで国民年金保険料は全て付加保険料も含めて納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び④について、付加保険料（所得比例保険料）は納付の申出を行った月から国民年金被保険者資格を喪失した前月まで納付できることとされているが、申立人が所持する国民年金手帳に「所得比例保険料を納付する者となる申出」は昭和52年4月1日に行われ、61年1月31日に被保険者資格を喪失していることが記載されており、このことは、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及びオンライン記録とも整合していることから、52年4月から60年12月までの期間が付加保険料を納付することがで

きる期間となるが、申立期間①及び④はその期間に含まれておらず、申立人は、付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、オンライン記録では、当該期間に係る国庫金納付書が作成されていることが確認できることから、定額の国民年金保険料については、この納付書により過年度納付したものとみても不自然ではないとして、当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われているところ、納期限までに納付することとされている付加保険料については、制度上、過年度納付できないことから、申立人は、申立期間②の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③について、上記の国民年金手帳に、申立人は、昭和 61 年 1 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に同資格を取得したことが記載されており、このことは上記の A 市の国民年金収滞納リスト及びオンライン記録とも整合していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の夫又は申立人が申立期間①、②及び④の付加保険料並びに申立期間③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年頃から33年頃まで

昭和21年頃から33年頃までの間に、A社(後に、B株式会社)で勤務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査をして加入期間として認めてほしい

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B株式会社に係る閉鎖登記簿謄本の記載から、申立人が、会社設立と同時に取締役就任していることが確認できる上、申立人の子が記憶する複数の元同僚が、「申立人をよく覚えている。」と供述し、うち一人は、「申立人は、専務取締役だった。」と供述していることから、少なくとも、会社が設立された昭和23年5月17日から、申立人が当該事業所に勤務をしていたことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社設立以前の期間については勤務実態を確認することができない上、同社は既に閉鎖されており、関連資料等を確認することができず、事業主も既に亡くなっていることから、申立人に係る申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の元同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない上、当該同僚は、「私の厚生年金保険加入記録も無い。」と供述し、うち一人は、「健康保険も無かった。」と供述している。

さらに、A社及びB株式会社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない上、前記の商業登記簿謄本に記載されている取締役及び監査役の全員及び上記の同僚について、厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立期間において全員の記録を確認することができない。

加えて、申立人の子が、「当該事業所は、組合に加入していたはずである。」と主張していることから、C組合及びD協同組合の両組合の担当者に照会したが、共に、「当組合では、厚生年金保険の取扱いはしていない。」と回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から34年1月1日まで
② 昭和45年10月1日から46年10月1日まで
③ 昭和53年10月1日から55年10月1日まで
④ 昭和56年9月1日から58年10月1日まで
⑤ 昭和58年10月1日から60年10月1日まで

申立期間①について、A株式会社に勤務していた時期で、毎年昇給があり1万円以上の給与をもらっていたのに、オンライン記録の標準報酬月額は1万円となっているのはおかしいので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、B株式会社に勤務していた時期で、毎年昇給があったのに、オンライン記録の標準報酬月額が8万円から6万円に下がっているのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間③、④、⑤について、B株式会社に勤務していた時期で、毎年昇給があったのに、オンライン記録の標準報酬月額が変わっていないのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社に照会したが、「当時の資料は保管されておらず、当時の状況を知っている者はいないため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答をしている。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、昭和29年5月から同年9月までは7,000円、同年10月から31年4月までは9,000円、31年5月から33年12月までは1万円と記録されており、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条により、標準報酬月額が1万円未満の場合は、これを1万円に読み替えることとされていることから、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が昭和29年5月から33年12月までは1万円と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当時1万円以上の給与をもらっていたと主張する根拠として、「時期は覚えていないが、給与が急に1万3,000円に上がったことをよく記憶しているからである。」と供述しているところ、当時の標準報酬月額等級表によると、1万3,000円の給与（報酬月額）に相当する標準報酬月額は1万4,000円であり、オンライン記録における申立人の昭和34年1月からの標準報酬月額（1万4,000円）と一致している。

加えて、複数の同僚に照会したが、「申立期間当時、自分が支給されていた給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額に相違は無い。」と回答している。

また、上記名簿に記載されている申立人と比較的年齢の近い同僚21名についてみると、昭和30年前後において1万円以上の標準報酬月額となっているのは、8名のみであることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚の標準報酬月額と比較して低額である状況はうかがえない。

次に、申立期間②、③、④及び⑤について、B株式会社及び同社が加入するC健康保険組合に照会したが、当時の資料は保管されておらず、当該申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②、③、④、及び⑤において、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額の記録と、当該事業所が加入していたD厚生年金基金の記録が一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、B株式会社における同僚18名のうち、申立人と同様に昭和45年10月1日付けで標準報酬月額が下がっている者が2名確認できる。

加えて、申立期間②、③、④、及び⑤について、申立人は、「申立期間当時は毎年昇給があった。」と主張しているが、オンライン記録によると、上記の同僚18名のうち、昭和45年から60年までの期間において毎年必ず標

標準報酬月額が上がっている者は一人も見当たらない上、18名中13名は、標準報酬月額が下がっている期間があることが確認でき、申立人の標準報酬月額についてのみ、同僚の取扱いと異なる事務処理が行われた事情はうかがえない。

また、複数の同僚に照会したが、「申立期間当時、自分が支給されていた給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額に相違は無い。」と回答している。

さらに、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額が遡及訂正されている記録は見当たらない。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 22 日から 42 年 7 月 9 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 42 年 7 月 21 日から 44 年 9 月 7 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 6 日まで
(C 株式会社)

20 年程前に、年金記録を確認に社会保険事務所（当時）に出向いたとき、申立期間の厚生年金加入期間については、脱退手当金が支給済みとなっていると聞いたが、受け取った記憶は無かったのでおかしいと思った。今回、申立てができると聞いて、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は、昭和 50 年 4 月に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 3 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の支給に併せて氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A株式会社（現在は、株式会社B）C工場において、申立期間②については、D株式会社において勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者の記録が無い。どちらの期間も、社員の元同僚の紹介で入社しているので、自分も社員として採用され、勤務していたはずである。調査の上、どちらの期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社C工場の複数の元同僚の供述及び元同僚の提出した複数枚の写真から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社C工場において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、昭和 40 年 2 月から同年 10 月までの期間、当該事業所に継続して勤務していたと主張しているが、元同僚が提出した写真のうち、慰安旅行の記念写真の撮影年月日は申立期間後の 41 年 5 月 9 日であり、別の元同僚が提出した写真には、申立人の供述によると、申立期間前の 39 年 3 月から 7 月までの期間（申立人が船員保険の被保険者資格を有している期間。）に在職していた元同僚と一緒に写っているなど、申立人の在職期間を推定することは困難であり、このほか、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、株式会社Bの人事総務課は、申立期間当時の同社C工場に関する

資料は現存しないと回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続しており、欠番もないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録を確認することはできない。

申立期間②について、D株式会社の元取締役が申立人を記憶していること及び申立人が記憶する元同僚の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の元取締役に照会したところ、「事業所自体は解散し、当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人を当該事業所に紹介したとする元上司は既に死亡している上、申立人が共に寮生活を送ったと記憶する元同僚から回答は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 5 月 30 日まで
申立期間について、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、当時の事業主は既に亡くなっている上、当該事業所は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、元同僚が所持していた平成 12 年及び 13 年の給与明細書によると、申立期間における厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、申立人は、報酬額及び保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月16日から50年3月1日まで

私は、昭和49年11月頃からA県B市のC株式会社D所構内でE株式会社の下請けとして、株式会社Fで、運転手として勤務した。勤務して1か月から2か月して正月を迎え、会社のG市にあった別荘で新年宴会をしたことを覚えている。

申立期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Fに係る申立期間について、申立人の記憶する当該事業所の新年会が、当時の元同僚の供述と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、当時の事務担当者は当時の状況は不明と回答しているが、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和50年3月1日、資格喪失日は、同年6月29日となっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人が記憶する、申立人の元同僚の1人は、「入社した最初の4か月間は国民年金に加入した。試用期間があったかもしれない。」と供述しており、オンライン記録によると元同僚の記憶する試用期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険加入の記録において、いずれも申立人の当該事業所に係る加入記録が一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。